

総合的な子育て支援策に関する申し入れ

先日の子ども手当に関する五大臣合意を受け、平成23年度の子ども手当に関する政府案が決定されたところであるが、平成22年度と同様に地方負担が再び継続されることとなったことは、誠に遺憾である。

一方、我々の主張を受け入れて、平成24年度以降の子ども手当の制度設計に当たっては、厚生労働省をはじめ関係府省と地方公共団体の代表者による会議の場を設け、子ども手当及びそれに関連する現物サービスに係る国と地方の役割分担及び経費負担の在り方等について幅広く検討することが提案されている。

これまで都市自治体は、市民と直接向き合う基礎自治体として厳しい財政状況の下、子育て世帯の切実な要望を踏まえ、真に必要な保育サービス等の提供に努めてきたと自負している。については、税制改正による地方の増収分について、その用途を国が実質的に決めることなく、それらの各種施策を更に充実・発展させるとともに、国と地方が協働して、現金給付とのバランスにも配慮した総合的な子育て支援策を構築するため、地方の理解が得られるかたちで制度改正が行われるよう、この国と地方との会議の場を早急に立ち上げ、協議を開始されたい。

なお、現在、政府におかれては、子ども・子育て新システム検討会議にワーキングチームを設け、新システムの在り方の議論を進めているが、当該システムの構想においては、現金給付である子ども手当と現物給付である子育てサービスについて、その内容はもとより、供給主体や役割分担についての明確な整理もなされておらず、また、財源の裏付けもないままに、一方的に市町村における特別会計の設置を検討することなど、地域主権の理念とは程遠いものとなっていると言わざるを得ない。

政府におかれては、こうした点も含め、会議の場で地方の意見に耳を傾け、真摯に協議・検討を重ねられたい。

以上、申し入れる。

平成22年12月27日

全 国 市 長 会